

# 上水道・下水道のお知らせ

## 上水道および下水道（取手地方広域下水道組合区域以外の公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント）加入者のみなさまへ

現在のつくばみらい市上水道事業は、伊奈事業・谷和原事業の2つの水道事業で運営されています。この2事業を平成20年4月1日より事業統合し、「つくばみらい市水道事業」として運営することになりました。

下水道事業は、旧伊奈町と旧谷和原村の農業集落排水事業の使用料金体系を統一し、公共下水道事業の使用料金体系も一部改正して、同じ使用料金体系にすることになりました。

これらにより、上水道および下水道の検針および料金算定方法などが下記のとおり変更されます。

### 【検針月】

現 行	旧伊奈地区	毎月検針 (検針期間：1日～7日)	4 月 使 用 分 か ら	市内全域が隔月検針となり、 検針期間が20日～月末になります。	
	旧谷和原地区	隔月検針 (検針期間：20日～月末)		旧伊奈地区	偶数月検針
	谷原・福岡・陽光台・紫峰ヶ丘	奇数月検針		のうち、陽光台・紫峰ヶ丘	奇数月検針
	小絹・十和	偶数月検針		旧谷和原地区	奇数月検針

### 【料金の算定方法】

現 行	上水道 旧伊奈地区	・毎月検針した検針水量により算定 基本料金（口径別・月当り使用水量5㎡含む）+ 従量料金(使用水量)	4 月 使 用 分 か ら	上水道	隔月に検針した検針水量を2分の1し、検針月の前月使用分と検針月の当月使用分に振り分けてそれぞれ算定します。 基本料金（口径別） + 従量料金（使用水量）
	上水道 旧谷和原地区	・隔月検針した検針水量により算定 基本料金（二月当り使用水量20㎡含む） + 従量料金(使用水量)		下水道	上水道の料金算定で振り分けられた使用水量を汚水排水量として、検針月の前月使用分と検針月の当月使用分をそれぞれ算定します。一般住宅の方で、自家水を併用している、または、自家水のみ使用している場合は、世帯員1人当り6㎡の汚水を排水しているものとして算定します。 基本料金+従量料金(汚水排水量)
	農集排 コミプラ 旧伊奈地区	・上水道検針水量を汚水排水量として算定 基本料金（月当り汚水排水量10㎡含む） + 従量料金(汚水排水量)			
	農集排 旧谷和原地区	1世帯当りの基本額+人数割り			
	公共下水道	・上水道検針水量を汚水排水量として算定 基本料金（二月当り汚水排水量20㎡含む） + 従量料金(汚水排水量)			

### 【料金の請求と納期限】

現 行	上水道 旧伊奈地区	毎月請求、月末納期限	4 月 使 用 分 か ら	毎月請求となります。上水道使用料金と下水道使用料金は別々に請求します。 現金納付の場合、検針月の前月使用分と検針月の当月使用分のそれぞれの納付書をまとめて検針翌月に郵送（隔月送付）します。それぞれの納付書の請求内容月の月末が納期限になります。 口座振替の場合、毎月の月末に指定の口座より引き落とされます。納期限が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日となります。
	上水道 旧谷和原地区	隔月請求		
	谷原・福岡・陽光台・紫峰ヶ丘	偶数月請求、月末納期限		
	小絹・十和	奇数月請求、月末納期限		
	農集排、コミプラ	毎月請求、月末納期限		
	旧伊奈地区	毎月請求、月末納期限		
	農集排 旧谷和原地区	隔月請求 奇数月請求、月末納期限		
	公共下水道	隔月請求		
谷原・福岡・陽光台・紫峰ヶ丘	偶数月請求、月末納期限			
小絹	奇数月請求、月末納期限			